



Dr.佐藤の 歯医者さんは今

Vol.35

介護予防サービスの実際⑥

『オーラルケア サポートチーム』が 応援します(その2)

② 地域支援事業において

予防給付(要支援1・2)には認定されなくても、要支援・要介護になる恐れのある方に対して実施されるのが、地域支援事業です。

昨年度よりスタートした本事業も、介護予防事業対象者(特定高齢者)の該当者が少ないことが問題になっていますが、口腔機能向上プログラムにおいて最も難しいのが、その実施方法です。

県歯科医師会では、鳴門市老人クラブ連合会所属の地域老人会における20年間の介護予防事業の実績をもとに、『オーラルケアサポート

チーム』が以下のような実施手順を提案しています。

(1) アンケート調査と 口腔内健診(写真1)

まず、歯科衛生士による入れ歯の清掃と歯周病のケアを中心としたアンケート調査を行って、個人別の指導方法をチェックします。

さらに、歯科医師による口の中の健診を行って、アンケート調査の確認と、歯の欠損状況と入れ歯の種類によるグループ分けを決定します。

(2) 全体的指導(写真2)

(1)によるグループ別指導の前に、要支援・要介護にな

らないための、誤嚥性肺炎の予防・摂食嚥下訓練・口渇改善・口腔リハビリテーションなど、参加者全員に共通する口腔ケアについて、わかりやすく説明します。



●写真2
全体的指導のなかでは、健口体操も紹介しています。



●写真1
入れ歯の種類によるグループ分けのための口腔内健診。